

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒108-6321 東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年9月21日
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本板硝子株式会社 取締役代表執行役社長兼CEO クレイグ・ネイラー 電話 03-5443-9522

主たる業種	自動車用安全ガラスの製造					細分類番号 2 1 1 2	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	温室効果ガス排出量はガラス1枚当たりの排出を基本に2010年度実績対比で年率1%の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	18,416.8トン 18,416.8トン	18,232.6トン 18,050.3トン	17,869.8トン 17,869.8トン	-2.0 -2.0	パーセント パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	基準は、平成22年度実績とした。(同年度に新規ラインを設置し、設備容量が増加した。) 増減率は、省エネ法に基づき、原単位当たりの温室効果ガス排出ガス量を毎年1%削減することを目標とする。純排出量は、生産量により増減するが、現時点では、生産量一定として、純排出量も毎年1%削減することとした。(尚、当事業所においては、前ステージにて、1990年対比で、既に25%以上の温室効果ガスの排出量削減を達成している。)					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (純排出量/製品出荷数×10)	11.90	11.78	11.66	11.55	-1.96 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	ガラス1枚当たりの排出量については、生産性の効率(稼働率・歩留・サイクル)を上げて、2010年度実績対比で原単位1%を継続的に改善していく(年率1%削減)。					
	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	37.0 セント	37.0 セント	79.0 セント	100.0 セント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	生産工程の稼働率、歩留、サイクルを向上させることで改善する					
	(24)年度	生産工程の稼働率、歩留、サイクルを向上させることで改善する					
	(25)年度	生産工程の稼働率、歩留、サイクルを向上させることで改善する					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日をノーマイカーデー奨励日に設定している。又従業員に対しては新車購入時には低燃費車の購入を啓蒙している。					
	上記の措置を採用する理由	多くの従業員の賛同が得られた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	当事業所で排出される産業廃棄物処理量の把握そして削減に取組んでいる。						
特記事項	平成23年9月「事業者排出量削減計画書」の提出並びに手続きに関する一切の権限を京都事業所長へ委任する。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。